

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成27年3月5日（木）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

○議案第25号「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

所沢市は、介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年4月1日から実施するわけだが、県内では新年度からこの事業を実施する自治体はいくつあるのか。その自治体名も伺いたい。

池田高齢者支
援課長

平成27年4月から実施する団体は、羽生市、和光市、吉見町です。平成27年12月から実施する団体は、川島町です。平成28年3月から実施する団体は、川越市、飯能市、入間市、日高市です。

城下委員

事業の詳細は今後決めていくのか。

池田高齢者支
援課長

そのように考えています。

矢作委員 要支援1・2の方については、地域包括支援センターでケアプランを作成しているわけだが、今後もそのような形で事業を実施していくのか。また、ケアプランに沿って必要な方へサービスを提供していくとのことだが、介護保険制度の中ではどのような対応となるのか。

池田高齢者支援課長 新しい総合事業に移行した後も要支援の方はいます。介護予防・日常生活支援総合事業のみを受ける方については基本チェックリストに基づき対応し、要支援の方についてはケアプランに基づき対応していきます。

矢作委員 ケアプランに沿ってサービスを提供していく場合、介護保険の適用になるのか。

池田高齢者支援課長 移行するのは訪問介護と通所介護であり、それ以外の業務については、保険給付の対象になります。

【質疑終結】

【意見】

城下委員 日本共産党所沢市議団を代表し、議案第25号について、賛成の立場から意見を申し上げます。

平成29年度からこの制度を実施するための条例制定ですが、まず、この介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたっては、現在提供されて

いるサービスの質を低下させない、それから負担を増やさない、そしてサービスを提供する側の専門性等もきちんと担保した制度にしていくことを求めて賛成といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第25号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第37号「所沢市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

介護認定審査会の委員の定数が75人から100人以内とすると改められた。提案理由では、介護保険法の一部改正によるとのことであったが、この部分の規定は市独自の判断によるものという理解でよいか。

仲介護保険課
長

市の判断で増員するものです。

城下委員

どのような要因から今回100人以内ということにしたのか。

仲介護保険課
長

資料において、要支援・要介護認定に係る申請・認定件数等の推移について記載していますが、申請件数は、平成21年度から、多少の増減はあるものの増加傾向にあります。特に、新規申請、変更申請の数が年々増えている状況です。更新申請と比較し、新規申請、あるいは変更申請は審査の時間がかかります。現在、介護認定審査会は、15の合議体で行っていますが、1回の合議体での審査件数も非常に増えています。判定までの日数も増えており、何とか短縮したいと考えています。委員からもこれ以上

審査の件数を増やすことは難しいとの声が出ており、今回、審査会の定員を増やし、合議体も増設したいと考えています。

城下委員

紙おむつの購入費支給の給付率の見直しに係る資料があるが、現行、個人負担は1割であるが、今回の改正によって個人負担が2割になるという理解でよいか。

仲介護保険課
長

一定の所得以上の方については、そのとおりです。

城下委員

現在この制度を利用されている方は何人いるのか。また、どれぐらいの方が負担増となるのか。

仲介護保険課
長

直近の数字では、特別給付を利用されている方が約1,850人います。この内、約15%にあたる275人の方が2割負担になると見込んでいます。

城下委員

以前聞いた数と違うようだが、これはいつ時点の数値なのか。

仲介護保険課
長

平成26年11月利用分の数値であり、特別給付についての数字です。

城下委員

以前の話では、平成26年11月末で2,996人の利用者がいて、その内、自己負担が2割になる方が446人いるとのことであったかと思うが、詳しく伺いたい。

仲介護保険課
長

2,996人という数値は、地域支援事業の要支援1・2、要介護1の方も含めての数です。条例改正の対象は、要介護2からの特別給付の部分であり、特別給付の利用者の方は、1,850人として申し上げたものです。

城下委員

なぜ2割の自己負担としたのか。

仲介護保険課
長

この度の改正介護保険法の施行により、一定の所得がある方については、今まで9割給付であったものが、8割給付になります。合計所得160万円以上、年金収入にすると280万円以上の方について適用となりますが、これに準拠して、特別給付についても2割負担を導入したものです。一定の所得がある方は2割負担となりますが、保険料の低減にはつながっています。

城下委員

今回、約275人が負担増になるとのことだが、このことによって、市の負担はいくら減ることになるのか。

仲介護保険課長 特別給付については、2割負担を導入しない場合、約1億190万円の経費がかかります。導入した場合、約1億80万円となりますので、約110万円の歳出減となります。

城下委員 110万円程度の負担は何とかならなかったのか。何か議論はなかったのか。

仲介護保険課長 その点の議論は内部でもありました。しかしながら、介護保険法の法定給付において、2割負担が導入され、一定の所得がある方については応分の負担が必要となる制度に改正されました。このため、特別給付についてだけ、1割負担として残すことは、法定給付との差が生じることとなりますので、同様に2割負担として改正の提案をしたものです。

城下委員 第6期介護保険料の設定について、段階区分を13段階に増やしているが、介護保険料の基準額における国の平均はいくらか。

仲介護保険課長 国、県の平均として正式なものは示されていません。5,500円程度との報道もされていますが、正確な額は把握していません。

城下委員 所沢市は、介護保険について、さまざま努力し、介護保険保険給付費準備基金を取り崩して値上げ幅を抑えてきたことはよく理解しているが、第

	6期の介護保険料の引き上げによる増収分の金額は、いくらになるのか。
仲介護保険課 長	3年間で約18億円です。
城下委員	新しい総合事業も平成29年度から始まるわけだが、第6期の介護保険料の見直しにあたっては、従来の第5期と違う部分もあるが、どのように試算したのか。
仲介護保険課 長	新しい総合事業を実施するのは、平成29年度であり、要支援者に対する介護予防給付の訪問介護及び通所介護については、市町村が地域の実情に応じ、柔軟で効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう、地域支援事業の形式に見直すこととなります。1号保険料の負担割合は22%であり、新しい総合事業となっても、保険料負担に大きな変化はないと考えています。
末吉委員	介護認定審査会について、今まで5人構成の合議体が15合議体あったわけだが、この度の改定により、平均審査件数はいかに変化するのか。
仲介護保険課 長	現在、所沢市は、1合議体で1回の審査において平均38件程度の審査を行っています。これは、近隣の市で見ても一番多く、次に多いところは

川越市で33件です。最近では、認定までの日数をなるべく短縮するため、約43件の審査を行う場合もあり、これ以上は難しい状況です。本市としては、合議体を増やし、1回あたりの審査件数を近隣市並みの30件程度まで減らしたいと考えています。

末吉委員

この条例案では、審査会の委員定数を100人以内として提案しており、合議体は、5人での構成とすれば、20合議体が設置できる。来年度以降、どれぐらいの合議体で、いかに対応していく予定なのか。

仲介 護 保 険 課
長

審査件数については、多少の増減はありますが、来年度においては、約13,600件と見込んでいます。合議体数は、人の手配、特に医師の手配の問題がありますので、当分は18合議体で対応していきたいと考えています。

末吉委員

審査日数について、介護保険制度が始まったときの印象が強く、非常に審査で待たされるという記憶がある。努力をしているのはわかるが、その点についての市民の方の評価や反応について伺いたい。

仲介 護 保 険 課
長

月によって審査件数の増減があり、必ずしもということではありませんが、昨年の秋頃は、60日程度審査に要する状況がありました。非常にお叱りも受けたところです。ただ、2月に入ってから、47日程度へ審査

日数が短縮できています。合議体の数を増やし、出来るだけ法定の30日に近づけたいと考えています。利用者の方からも事業者の方からも、秋頃に比べると苦情等は減っています。

城下委員

特別給付について、2割負担となる方が275人になる見込みであるとのことだが、これらの方々は要介護1の方だけなのか。

仲介護保険課
長

条例改正をお願いしている部分は、特別給付をしている部分であり、要介護2から5までの方です。3年前に地域支援事業に移行した部分については、要綱で事業を実施しており、これは要支援1・2、要介護1の方です。

城下委員

今回の条例改正は、要介護2から5までの方たちが対象となるという理解でよいか。また、地域支援事業に移行している要支援1・2と、要介護1の方については従来どおりということか。

仲介護保険課
長

条例改正では、要介護2からの方について、一定の所得がある場合に2割負担を導入するものです。軽度者の方についても、要介護2からの基準に準拠して2割負担を導入する予定です。ただ、こちらは、条例ではなく、要綱において規定しています。

城下委員

要綱はあくまで組織内部の規範であり、負担増になる方がいるということでは、なぜ条例化を含めて検討しなかったのか。

仲介護保険課
長

約3年前、特別給付から、軽度者の要支援1、要介護1の方だけ、地域支援事業に組み替えするという段階で、そういった議論があったようです。今回もやはり条例化すべきではないかという議論がありましたが、平成29年度に新しい総合事業が始まるのに合わせ、総合事業の中でも負担を求めていくことになるかと思っておりますので、そのときに、条例改正をすべき案件であると考えています。

城下委員

市民に対し負担が発生するものであるにもかかわらず、議会が関われないということでは、条例化すべきであると思うが、2割負担になるという約275人は、特別給付の要介護2から5までの方の人数という理解でよいか。

仲介護保険課
長

そのとおりです。

城下委員

地域支援事業で、要綱で定めた要支援1・2及び要介護1の方はどれぐらいの人数なのか。

仲介護保険課 長	174人です。1,146人の方が利用されていて、174人の方が該当になるかと思います。
城下委員	この174人と275人の方が、2割負担になるという理解でよいか。
仲介護保険課 長	そのとおりです。
西沢委員	1合議体の人数だが、近隣市の人数は把握しているか。
仲介護保険課 長	近隣市は5人の構成となっています。
西沢委員	入間市も5人構成か。
仲介護保険課 長	そのとおりです。
亀山委員	審査請求の件数は変更等申請件数に含まれるのか。
仲介護保険課	審査請求は別で件数も少なく、今年度は3件です。

長

城下委員

市の負担分として110万円経費が減るということだが、これはあくまでも特別給付における数値ということか。

仲介護保険課

長

約110万円と申し上げたのは、特別給付の部分です。地域支援事業の市の減額分は、約59万円です。

西沢委員

1合議体の人数が5人というのは、何か参酌基準があり、そういったことに基づいて決めるのか。

仲介護保険課

長

これは、介護保険法施行令第9条において、5人を標準とするという規定があり、それにより近隣の自治体も5人としているところです。

西沢委員

医師の人数等、職種やその構成人数等も全て決まっているのか。

仲介護保険課

長

医師2人ということは、所沢市独自の基準です。市町村によっては、医師は1人というところもあります。

【質疑終結】

【意見】

城下委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第37号について、反対の立場から意見を申し上げます。今回の条例改正について、介護認定審査会の委員を増員することは、実態に合わせた事務対応とするものであり、評価できますが、一方、所沢市独自の紙おむつの自己負担分を2割の負担にするということで、しかも特別給付については、110万円の市の負担軽減、地域支援事業については、59万円の市の負担軽減ということでは、やはり、高齢者の現状を考えていくと、この部分については、個人負担を増やさないとこの立場で取り組みをしていただきたかったと思います。また、第6期の保険料の改定もこの条例でなされますが、基金を取り崩して上げ幅を抑えており努力していることは理解していますが、やはりこの部分についても基金の取り崩し方、3年毎の取り崩しではなく、1年目に基金を取り崩して、また、毎年基金は積んでいくわけですから、さまざまな部分を考えて値上げしないことをやるべきであったと思います。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。第6期の介護保険料の改定は介護保険制度の改正や増え続ける保険給付費などを勘案したものでありますが、改定にあたっては、保険料13段階の設定や負担能力に応じた保険料率の設定等、低所得者に対するきめ細かい配慮を行っています。また、保険料の算定については、所沢市高齢者福祉計画推進会議において十分に審議されたものであり、賛成するものいたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第37号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第38号「所沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

○議案第39号「所沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

石井委員長

議案第38号及び議案第39号については、関連していることから、一括議題としてよろしいか。（委員了承）

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、一つの事業所が訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する一体型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、契約に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を他の訪問看護事業所等に行わせることを可能にするという趣旨の規定があるが、これは、実際にどういった影響が考えられるのか。

池田高齢者支

契約に基づき、他の訪問看護事業者にも対応してもらおうことで、より多

援課長

くの利用者に看護を行えることとなります。また、利用者の方が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を使う以前から、訪問看護事業所を利用していた場合に、その慣れた事業所を引き続き利用しながら、定期巡回・随時対応型訪問介護看護も利用することが可能となり、利用者にとってもメリットがあります。

西沢委員

対象範囲を今までよりも広げたという理解でよいか。

池田高齢者支

そのとおりです。

援課長

西沢委員

今回の改正は、規制緩和的な要素が強いという印象を受けたが、午後6時から午前8時までの間に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外の職員をオペレーターに充てることのできる場合の事業所の範囲について、現行の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と併設する施設、事業所に加え、同一敷地内又は隣接する施設・事業所を認めるものとするということは、今までは、事業所の中の職員だけオペレーターとして認めていたものを、同一敷地内にある他の施設や事業所の職員もオペレーターとして充てることのできるわけだが、これは、実際にはどういった事例が想定されるのか。

池田高齢者支
援課長

現在、当市には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、2カ所あり、どちらもまだ始まったばかりです。今回の午後6時から午前8時までの夜間の時間帯において、オペレーターは24時間対応であり、実際に1人しかいない場合では、その方があることに対応してしまうと他に対応する方がいなくなってしまう。併設する定められた施設の事業所であれば、当該事業所の職員をオペレーターとして充てることができましたが、同じ敷地内であっても、併設ではないとすると、オペレーターをとして取り扱うことができませんでした。しかし、この度、同一敷地内にある定められた施設の職員であれば、オペレーターとして充てることできるようになりました。

西沢委員

所沢市内には、同一敷地内に併設した定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所があるのか。

池田高齢者支
援課長

北野の社会福祉法人栄光会が運営するライフアシストロイヤルの園が該当します。

休 憩 (午前9時43分)

(説明員交代)

再 開 (午前9時46分)

西沢委員

議案第38号における第23条の第2項について、今までは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価にあたっては、定期的に外部の者による評価を受けなければならなかったものを、今回の改正では、質の評価を行う旨しか規定していないが、外部の評価によらず、自己評価で構わないという趣旨の改正になったという理解でよいか。

池田高齢者支援課長

今までは、県が指定した外部評価機関の中から、事業者が契約し、外部評価をしていました。今までも、外部評価及び自己評価の結果については、運営推進会議で報告していますが、運営推進会議に出席をしているメンバーは内部の方だけではなく、市の職員、地域包括支援センターの職員、民生委員の方等の地域住民や利用者のご家族もいることから、外部の評価を受けていることにもなります。

西沢委員

その運営推進会議というのは、新たに設置されるものではなく、現行でも事業所には設置されているのか。

池田高齢者支援課長

今までも行われており、そういった意味では外部の評価は二重になっているところもあります。

城下委員

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価について、県の指定の外部評価機関を使うということを今後も継続することはできるのか。

池田高齢者支
援課長 外部評価は、県の指定した外部評価機関により行うものであり、事業所
において独自にはできません。

西沢委員 議案第38号における第63条第4項の規定について、これは新たに加
わった条項であるが、昨年、いわゆるお泊りデイサービスに関して、社会
的にもその問題が取り上げられたこと等が、この度の届け出制度を整備し
ていくことの一端になったと理解してよいか。

池田高齢者支
援課長 そのとおりです。

西沢委員 現状、お泊りデイサービスについては、個別の事業所で自由に行ってい
るのか。

池田高齢者支
援課長 通所介護の事業者が行っている高齢者の宿泊サービス、いわゆるお泊ま
りデイサービスについては、介護保険外の宿泊サービスを提供するもので
あり、事業所が独自に行っているものですが、市が指定する地域密着型サ
ービスである認知症対応型デイサービスには、そのようなサービスを提供
する事業所はありません。

城下委員 議案第38号における第85条について、指定小規模多機能型居宅介護

事業の登録定員が25人から29人となるが、登録人数が増えていくと、当然受け入れる側と事業所の職員体制も定員の増加に見合った体制としなければならないと思うが、事業所の職員の人数等は何に基づき決められているのか。

池田高齢者支
援課長

人数等の基準については、この条例で規定しています。

城下委員

この議案のどこか。

池田高齢者支
援課長

今回の改正部分には載っていません。従業員の員数としては、所沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の第82条で規定しています。

矢作委員

登録定員と利用定員の関係について、登録者の枠は増やすが、利用している人は登録者の内、一定数であるから、職員配置は変わらないというところか。

池田高齢者支
援課長

登録者の全員が来てしまうと対応できませんので、29人まで受け入れが可能である面積の場合には、通いサービスの利用定員は18人までとされているところです。なお、介護職員については、基本的には利用者が3人

増すごとに1人以上の配置が必要となります。例えば、15人の利用者となる場合、介護職員は5人必要となり、16人の利用者となる場合、介護職員は6人となります。

城下委員

今回の改正により、利用者の枠が4人増えるので、職員も自動的に1人以上増えることになるわけだが、それについては条例の中で位置付けられているという理解でよいか。

池田高齢者支

そのとおりです。

援課長

城下委員

質の評価に関して、この度の条例において改正しなくてもいいものなのか。自治体で判断してよいか。

池田高齢者支

参酌できるものですが、省令のとおりにしたものです。

援課長

城下委員

市が改正しなくてもよいという理解でよいか。

池田高齢者支

外部評価の実施回数等については、県の定めに基づいており、市としては省令のとおりにしたものです。

援課長

城下委員	それはわかっているが、参酌基準というのは、自治体の判断が可能であり、自治体の判断でよいのか。
池田高齢者支援課長	変えるか、変えないかということについては、地域の実情により判断できる余地があります。
城下委員	新しい総合事業に関する第83条の規定について詳しく伺いたい。
池田高齢者支援課長	同一の敷地内において、併設する事業者が新しい総合事業を行う場合に、利用者の処遇に影響がなければ、事業所の管理者が新しい総合事業の訪問型サービスや通所型サービスの職務を兼務することを可能とするものです。
西沢委員	認知症対応型共同生活介護に関し、共同生活住居、いわゆるユニットについての改正があるが、この点について詳しく伺いたい。
池田高齢者支援課長	ユニットは、部屋と共同スペースが一体となっているものであり、1ユニットあたりの定員は5人から9人です。例えば、18人がお住まいのグループホームとすると、1階部分に1人用の個室が9部屋、その他に共同スペースがあり、それを1ユニットとします。同様に、2階部分にも9部屋、また共同スペースがあり、1ユニットとなります。全体では

	<p>18人となりますが、1ユニットあたりは9人の定員となります。1ユニットに10部屋、20部屋を置くことはできません。</p>
仲介護保険課長	<p>ユニットとは、簡単に言えば、ケアをする単位です。2ユニットの18人を集団的にケアするのではなく、9人ずつ、1ユニットごとにケアを行います。特別養護老人ホームについても同様です。</p> <p>今までは、経験上、県内においては川口の市街地にあるような所でなければ3ユニット認められませんでした。土地の確保が難しい場合は所沢市においても3ユニットまでは認められることになるものです。</p>
西沢委員	<p>3ユニットまで認められるということは、27人まで受け入れることができるのか。</p>
池田高齢者支援課長	<p>そのとおりです。</p>
矢作委員	<p>3ユニットまで認められる場合とは、それなりの敷地や個室がある事業者なのか。</p>
池田高齢者支援課長	<p>用地の確保等が困難な場合等について3ユニットまで認めるというものです。</p>

城下委員 土地の確保が困難な場合は、一人当たりの面積の基準があるわけだが、設置にあたっては、上の階に伸びていくのか。

池田高齢者支 面積の基準は変わりませんので、対応としては上の階へ設置するといっ
援課長 たこととなります。

中委員 事故発生時の対応について規定があるが、今まで事故発生時にはいかに
対応していたのか。

池田高齢者支 今までも、事故発生時の通報を受け、当課や介護保険課の職員が現場に
援課長 向かい、確認や指導等を行っています。

中委員 今までもそういった対応を積極的にしていたわけだが、今回、この条例
ができたため、対応の根拠が明確化されたわけであり、利用者にとっては
さらに安心して利用できるという理解でよいか。

池田高齢者支 そのとおりです。
援課長

【質疑終結】

【意見】

城下委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第38号、議案第39号について、反対の立場から意見を申し上げます。今回の条例の一部を改正する条例制定についてはお泊りデイサービスの位置付けやこれまでなかった事故発生時の対応等も盛り込まれており、そういった前進面もありますが、一方で規制緩和ということが議案質疑でも明らかになってきています。とりわけ、質の評価という点では、参酌基準ということで、それぞれの自治体で判断できる部分が、これまでは指定の外部評価機関にやってもらっていたものを自らの質の評価に改正する内容にもなっていますので、この部分については、第3者機関の位置付けを維持していくべきであったと思います。そういったことから、議案第38号、議案第39号については反対いたします。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第38号、議案第39号について、賛成の立場から意見を申し上げます。本条例は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の規定に従い定められており、お泊りデイサービスの届け出や事故発生時の対応についても規定し、利用者を保護することや施設の利用定員を増やすこと等、今後予想される高齢者の増加に対応していることから、評価できます。また、外部評価についても県の考え方に準じて行っており、よろしいかと思えます。

【採 決】

議案第38号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第39号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第40号「所沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

困難事例を協議する場を新たに設置するとのことだが、国ではどういった議論があり、今回の市の条例改正に至ったのか。

池田高齢者支
援課長

厚生労働省における社会保障審議会介護給付費分科会等で議論がされました。今までも事業者と担当者間の報告は行われていましたが、実際の資料の提出を求めることを明確化する方針となりました。それ以外にも、地域ケア会議において個別のケアマネジメントを行うにあたっては、資料が必要になるため、事業者の資料提出への協力について明文化したものです。

城下委員

本人と家族の同意が情報提供にあたっては必要であるとのことだが、地域ケア会議へは、地域の方も参加するようであるが、個人情報の守秘義務はいかに担保されていくのか。

池田高齢者支

個人情報保護については、個人に係る内容について個別に地域ケア会議

援課長 　　で話をしていきます。担当者以外の医師や歯科医師、薬剤師、理学療法士といった、直接に関係する要援護高齢者を担当していない方も集まり議論します。自治会の方もいますので、この会議に出席した方には、守秘義務が生じる旨を伝えています。

城下委員 　　地域ケア会議を設置し、必要な情報をやり取りすることで、要援護高齢者の効果的な介護予防等の総合調整をさらに深めていくという理解でよいか。

池田高齢者支
援課長 　　地域ケア会議は、地域包括支援センターごとに対応していますが、地域包括支援センターによっては、個別の事例を扱っているところもありました。この度、法的な位置付けに基づき、個別事例を扱うこととなります。

西沢委員 　　個別の事例について会議で検討するにあたり、委員に情報提供する場合は、個人名や個別の施設名等についてもそのまま示すのか。

池田高齢者支
援課長 　　Aケース、Bケースといった記載で行われます。

西沢委員 　　現在、地域ケア会議の体制としては、代表者会議、運営会議、地域会議の3層構造となっており、ブロックごとに個別事例を対象とした会議を実

施していきたいとのことであるが、今後、地域ケア会議の中で、個別検討会議といったものを行っていく考えなのか。

池田高齢者支
援課長

平成27年度の地域ケア個別会議については、市内を6つのブロックに分け、医師会や歯科医師会、薬剤師会と調整を図ったうえで、主に在宅医等の地域と把握する医師を医師会において選んでいただきます。1つのブロックに2、3の地域包括支援センターが入り、ブロックごとに会議を開催する予定です。

西沢委員

今まで行ってきた地域ケア運営会議や地域ケア会議といったものに加え、個別検討会議といったものを新たに加えていくということか。

池田高齢者支
援課長

そのとおりです。

【質疑終結】

【意見】

城下委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第40号について、賛成の立場から意見を申し上げます。個別困難事例が増加してきたことと合わせ、今回、条例に位置付けて対応していくということですので、個人情報の部分については、十分に配慮していただきたいということを申し添えて賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第40号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 （午前10時25分）

（説明員交代）

再 開 （午前10時30分）

【議 事】

○議案第36号「所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

西沢委員

保育料徴収基準額表の1号給付におけるB階層区分の変更について、月
額を0円とした根拠は何か。

浅見こども支
援課長

当初、国が示す徴収基準額表の上限額は、所沢市におけるB階層、C1
階層については9,100円となっていたことから、B階層については
1,000円、C1階層については、3,700円として12月議会へ提
案しました。その後、国から9,100円として示されていたものが、
3,000円へ変更されました。幼稚園に通うお子さんについては、就園
奨励費として補助しておりますが、その就園奨励費に市単独で年間35,
000円を加えて支給しており、この35,000円を12カ月で割ると、
1カ月あたり約2,920円となります。国の基準3,000円からこれ
を引くと80円となりますが、この80円を支払いいただくのかというこ
とですが、ここは0円としたところ です。同様の考えから、B階層につい
ても0円としたものです。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第36号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第46号「所沢市家庭保育条例を廃止する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第46号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午前10時35分)

(説明員交代)

再 開 (午前10時37分)

【議 事】

○議案第20号「所沢市いじめ問題対策委員会条例制定について」

○議案第21号「所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例制定について」

石井委員長

議案第20号及び議案第21号については、関連していることから、一括議題としてよろしいか。（委員了承）

【補足説明】 なし

【質 疑】

末吉委員

学校におけるインターネットに係る問題への対応について、ネットいじめ・ネット犯罪対応士というものがあるが、これはどのような方がやっているのか。

川音学校教育
部長

現在、学校教育課の健やか輝き支援室の中の生徒指導、いじめ問題対策員が持っている資格の名称です。インターネット上のトラブルに係る対応をお願いしています。資格は、自らが外部の研修を受け取得したものです。実際には、学校教育課の中の端末を使用し、誰かについて嫌がらせがなされていないかどうか、問題があると思われる情報等が載っていないかといったことを定期的に確認しています。

末吉委員 ネットいじめ・ネット犯罪対応士は、こういった研修を受けて資格を取るのか。

川音学校教育
部長 この資格は、公的に認定された資格ではなく、任意団体が行う講座を受講することで取得できるものです。講座の時間数や詳細な講座内容については把握していませんが、学校や家庭でのいじめの被害者・加害者への対応、心のケアと再発防止策、専門機関との連携の取り方、いじめをなくす学級作り、悪質な書き込みの削除依頼の仕方、効果的な情報モラル教育の仕方等について学ぶこととなります。

末吉委員 今回、川崎市での事件においては、LINEの使用に係るやり取りが取り上げられていたが、ネットいじめ・ネット犯罪対応士は、いわゆる学校裏サイトのようなことへの対応を想定しているという理解でよいか。

川音学校教育
部長 そのとおりです。

矢作委員 ネットいじめ・ネット犯罪対応士の活躍により、これまで、いじめ等が把握できたことや未然に防止できたことはあるのか。

川音学校教育 件数としては現在明確なデータはありませんが、私が以前に勤務してい

部長 　　た学校において、ある生徒が嫌がらせになると思われる写真を掲載したことがわかり、すぐに管理者に通報し、削除を行ったということはありませんでした。

矢作委員 　　ネットいじめ・ネット犯罪対応士がいることによって、そういった情報が把握でき、各学校に情報提供等もしているのか。

川音学校教育
部長 　　そのとおりです。定期的に見守っています。

城下委員 　　今回の条例提案にあたって、インターネット上のいじめを防止するための対応策の拡充はどのように対応しているのか。

山口学校教育
部次長 　　今回の条例の中には、細かくインターネットの使い方等については規定していませんが、今後この条例を基に要綱を設置し、インターネットに係ることにも対応していきたいと考えています。

矢作委員 　　この度の条例については、国から何か条例の雛形等は示されたのか。

山口学校教育
部次長 　　雛形等はありませんが、法律に基づき、条例提案したものです。

矢作委員	対策委員会の構成員の人数等についても市で判断して決めたのか。
山口学校教育 部次長	人数については市で設定しました。
末吉委員	川崎市の事件のように、加害者が学校にいる人だけではなく、成人の場合、被害者が学校の生徒ということもあり得るわけだが、そういったことについては、この度の条例の中でいかに想定しているのか。
山口学校教育 部次長	加害者が成人である場合、それはいじめの範疇を超えて、犯罪に近いものであると考えます。犯罪となると、やはり警察の担当となりますので、所沢市いじめ問題対策委員会の委員の選任にあたっては、条例の規定上、その他教育委員会が必要と認める者とあるので、必要に応じ、警察とも連携が図れる面があると考えています。
末吉委員	いじめについては、子どもは、親や先生にも隠したいという気持ちが生じるものである。その中で、いかに自分から伝えるかということ、また、周りも気が付いていた場合であっても言うことができないことがあるなど、伝える力というものが不足していることが歯痒い点かと思うが、いかに考えているのか。

山口学校教育
部次長

なかなかいじめ等の事実を人に言えない、また、周りも気づいていてもそれを言えないといったことは、昔から言われております。さまざまな場面で子どもたちと接していますが、やはり、このことは時間がかかると思えます。こうやればすぐできるということはありません。そうすると、やはりさらなる教員の研修も必要であり、家族の協力も必要となります。教員においては、昨日のあの子、今日のあの子、わずかな顔色の違いということはあるかと思えます。子どもは、相談員や親、担任には自ら積極的にいじめ等について言えない面がありますが、それを担任から察知してあげること、今日は何かあったのと一声かけることが重要であると考えます。

西沢委員

今回のいじめ問題対策委員会の所掌について、いじめにあたるかどうかという基準や定義のようなものがあるのか。

山口学校教育
部次長

数年前までは、定義がありました。自分より弱いものに対して、一方的に身体的・心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものという趣旨の定義でした。その定義では、なかなかいじめに値する子どもは多くありませんでした。ところが、平成18年から、受身の側が苦痛と感じているものに関してはすべていじめであると捉えられるようになりました。そのため、いじめに当たるとされる件数も増えていきます。

西沢委員

対策委員会でこういった事案を所掌するののかということに関係するのだが、一般的には、今の状態がいじめであるのかどうかということについて、可能な限り正しい判断を行う必要があるかと思う。一番問題なのが、いじめであるにもかかわらず、そのサインを見逃すということであるが、しかし、現場の先生からすれば、それほど問題ではないものをいじめと判断し、こうした委員会の審査にかけてしまうことに対する躊躇といったものもあるかと思う。そのため、この対策委員会の所掌する事案について明確にその射程を確定させておくことが重要になると考えるが、この点はいかに対応していくのか。また、対策委員会での取扱いとなるまでの具体的な流れについて伺いたい。

山口学校教育
部次長

いじめの発見、捉え方には、アンケートをして子どもが自分で訴える、子どもは訴えないものの親が話してくる、または友達が話してくる、といったようにさまざまあります。把握した段階で子どもや保護者に話をして確認をとり、総合的に判断していじめであると断定した場合には、対策委員会の案件とします。少しからかわれただけという場合や、無視しているつもりはないが、相手は無視されたと感じるといった場合もあるので、学校で調査、検討し、いじめであるかどうか判断するものです。

沼田主幹

学校には生徒指導主任がおりますが、この生徒指導主任に対して指導主事が、いじめをどのように見取っていくことが大切なのか、いじめの定義

をもとに研修会を行い、各学校に伝達しています。具体的には、まず、いじめの芽を見てほしいと言っています。このいじめの芽は違和感であり、不信感であり、不安ややきもちといった要素で小さなうちに教師が読み取ることが重要です。これが意地悪に変化し、いじめの芽につながります。いじめの芽とは、口論であったり、威圧的な行為であったり、冷やかし、無視、仲間から外す、靴隠し、はやし立て、といったものです。ここで気づかないと破壊、暴力、集団無視といった深刻ないじめにつながります。このような段階をもとに各学校の先生方には生徒指導主任を通して、いじめのサインに気づいてほしいと話をしています。

西沢委員

第2条第2号におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態というのは、どういった事態について規定されているのか。

山口学校教育
部次長

まず、児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときという規定、もう一つは、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと規定されています。

西沢委員

いじめ防止対策推進法第28条第1項に該当するような重大事態に至る前の段階というのは、学校現場において極力対応するということか。

山口学校教育

そのとおりです。

部次長

西沢委員

その場合、対策委員会での審査対象とはならないという理解でよいか。

内藤教育長

2通りあるかと思います。1つは、個別の重大事案に対する対処ということ、2つ目は、そのようなことにならないように日頃どうするかという政策の問題です。

西沢委員

伺ったのは、防止対策と重大事態の間にある部分、いじめが進行しているが重大事態にはまだ至っていないというものについては、現場において対応してもらおうということなのか。

川音学校教育
部長

そのとおりです。学校からの報告を受け、その後、課で検討し、不十分な面があると判断すれば学校教育課として指導に入ります。場合によっては、いじめ問題対策委員会でも検討してもらい、さらに第三者を入れて提言していくことが求められています。事案にもよりますが、保護者や被害者から学校の対応として十分ではない、もう少し明らかにしてほしいという声があった場合についても、それについて審査し、一旦学校に戻すか、あるいはいじめ問題対策委員会で審査をするかどうかを検討していくこととなります。

西沢委員	実際に、保護者から、このいじめ問題対策委員会に直接訴えるルートはあるのか。
川音学校教育 部長	基本的には学校を通してということになります。学校がそこで止めてしまふことはありませんから、保護者の訴えの中で、学校の調査については納得できていない旨の報告を受けた場合は、こちらで検討し、再度学校において調査すべきであるといった助言等も行います。学校の信頼がなく、この委員会が入っていかないと調査にならない場合には、判断しながら直接対応することも想定できます。
城下委員	いじめ防止対策推進法第28条第1項の内容について、相当な期間学校を欠席した場合ということを書いていたが、相当な期間とはどれぐらいを想定しているのか。全国では、30日以上が基準となっているがどうか。
沼田主幹	相当な期間とは30日以上で不登校とされていますので、それを想定しています。
内藤教育長	保護者が子どもを心配し、学校に聞いたところ、学校は問題ないということでも、やはり心配に感じるといったことはあるかと思いますが、そういったことについても教育委員会にはいろいろと相談対応があります。子どもの逃げ込み場としては、いじめホットラインを設け、教育セ

ンターに電話相談もできますし、学校や公的な機関以外でも通報できるようになっています。現在、健やか輝き支援室がかなり遊撃的役割として動いております。不登校の生徒に先生が会えていない事案があっては困りますので、教育委員会では昨年、全ケース確認し、1年以上会えていないケースはないかどうか調査し、そういった事例がないことが確認できました。さまざまな方法で不登校やいじめが埋没しないような努力をしています。

末吉委員

この度の条例は、どのような経緯で提案に至ったのか。

山口学校教育
部次長

現在、健やか輝き支援室または支援委員会を中心として、各施策に取り組んでおり、効果を上げています。ただ、さらに委員会や本部の位置付け及び目的を明確化し、今まで以上にいじめ防止に取り組めるように設置したものです。

末吉委員

さまざまな事件が起きた際、日本には教育委員会の隠ぺい体質ということが、決まり文句のように言われているが、所沢市の教育委員会についてはいかに考えているのか。

内藤教育長

教育の現場においても、365日、些細なことは山ほどあります。そういう中でも、事務局だけではなく、必要な情報は教育委員会にもしっかりと

と報告してほしい旨の指示はしています。しかし、少しの言い合いがあった場合について、子どもの発達段階においてはハッとする発言もあるわけですが、それらを学校の学級担任や校長を中心に努力する中で、校長が学年担任と学級で十分対応できると判断したものが、結果的に尾を引くといったことはあるかもしれませんが、結果として報告がなかったから隠ぺいかということそうではないと考えます。明らかに重大事案に発展しそうなものがあるにもかかわらず、例えば、顔中があざだらけになっているのに、理由を聞かなかったということは、これは不作為による何らかの過失を認めざるを得ないと考えます。そういった意味では、件数についても相当数が解消に向かっています。幼児の虐待と一緒にですが、法律や社会の観念が高まると、今までは恐れのあるものは件数として数えなかったものも、数えるようになりますので、そういう意味での件数は増えています。したがって、解決した件数も増えています。教育委員会としては、推進本部をあえて条例化しましたが、今この法律に基づいて、各地では連絡協議会を作っていますが、所沢市では初めから、安心安全な地域と学校づくりということで、非行や交通事故も含めて協議の場を設けてきましたので、同じものを別に作るよりは、これにいじめ問題も位置付けようということで、同じ名称のものを条例化したといういきさつがあります。個々の学校の中で対応可能として報告されていない事例もあるかもしれませんが、それについては、校内で解決できればそれが一番望ましいわけですから、そういった指導力向上ということ、外部の力が無ければ解決できないということ

はなく、こういう組織がいらなくなるように頑張ってもらいたいと考えています。

末吉委員

隠ぺい体質と言われる報道を見ていると、かなりいろいろな事実があるにもかかわらず、学校と教育委員会との縦横の関係の中で、情報を伝えていなかったり、事実と向き合わないということがあられると思う。所沢市の姿勢として、事実に向き合ってきちんと内部で心を開いて対応にあたってほしいと思うが、その点の姿勢について伺いたい。

山口学校教育
部次長

この度の条例の設置目的には、透明性をさらに高めるという側面もあります。また、条例により学校との連携もさらに深まると考えます。それに伴い、学校の意識も変わると思いますので、さらにいじめ防止につながっていくと考えています。

矢作委員

いじめが解決した件数を伺いたい。

山口学校教育
部次長

昨年度については、全て解決しました。

矢作委員

124件、85件が解決に至ったということか。

沼田主幹

そのとおりです。ただ、それで終わりではなく、その子たちについては、継続的によく見守り、常に100%の解決となるように対応しています。

矢作委員

以前は荒れた中学校というものがあっただという印象をもっているが、最近の中学校は落ち着いているのか。

山口学校教育
部次長

落ち着いているという状態がどのようなことを言うのかは、難しい面もありますが、現時点で教育委員会が把握している限りでは、いわゆる荒れた学校というものはありません。

川音学校教育
部長

授業中に廊下に出してしまうということや、先生の言うことを聞かずに、授業が成り立たないといった秩序がない状況というのはありません。

【質疑終結】

【意見】

末吉委員

議案第20号、第21号について、民主ネットリベラルの会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。この取り組みにおいて、関係各機関との連携を深めること、また、教育委員会の透明性をさらに高めることに努めていただきたいと思います。学校現場において違和感やさりげない状況を決して見逃さず、いじめを決して許さないという心で子どもの生命、心を守ってほしいと願い賛成いたします。

【採 決】

議案第20号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第21号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第24号「所沢市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定について」

○議案第35号「所沢市教育委員会委員定数条例等の一部を改正する等の条例制定について」

石井委員長

議案第24号及び議案第35号については、関連していることから、一括議題としてよろしいか。（委員了承）

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第24号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第35号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 （午前11時16分）